

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(平成30年7月分)

○市電（輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故）

・人身傷害事故（3件）

概要：

・停留場で乗車された高齢の女性が、発進後、加速時にバランスを崩し転倒し、腰を打撲したもの（1件）

場所：騎射場停留場（1系統上り）

・ドア開閉時の確認不足で、入口ドアを閉めたため、乗車途中の高齢の女性の左腕と右足に接触したもの（1件）

場所：水族館口停留場（1系統下り）

・ドア開閉時の車内の安全確認不足で、入口ドアを開けたため、入口ドアと乗車リーダーの間に挟まれ、腹部と右足を打撲したもの（1件）

場所：鹿児島中央駅前（2系統下り）

・軌道敷内での車両等との接触事故（1件）

概要：

・相手方普通ワゴン車の運転手が、後方不確認により電車の直前で右折しようとして軌道敷内に進入したため接触したもの（1件）

場所：荒田交差点内（1系統上り）

○市バス（輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの）

・該当なし

◆自動車が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。多くの事故は軌道敷内に急に右折車が進入し、市電は急に止まれないために接触してしまうケースがほとんどです。軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

◆バスの発着時は大変危険ですので、なるべく着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとつかまってください。